

「ふくい企業価値向上人材育成研修会」企画・運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

I 目的

様々な分野において人材不足が大きな課題となっており、少ない労働力で生産性を向上させていくため、IT や AI 等のデジタル技術を用いた DX の推進や、スキルの向上を目指した人材の育成が必要となっている。そのため企業の中核を担う人材に対して、DX 計画書の作成を最終目標とした研修会を開催し、デジタル人材の育成による業務の効率化や競争上の優位性を確立するための価値向上を図る。また、研修会を通じて中小企業者同士の連携を強化し、企業連携による新たな価値の創出を目指す。

2 業務概要

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 業務名 | 「ふくい企業価値向上人材育成研修会」企画・運営業務 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで |

3 業務に要する費用

2,800,000 円以内(消費税等を含む。)

※参考見積書の金額が、業務に要する費用を超過した場合は失格とする。

※費用には、企画運営に係る一切の費用を含むこと。ただし、研修会にて参加者に配布する資料代は含まず、資料代は参加者に事前に通知し、参加者から受領すること。

※受注者となった場合には、資料代について、契約前に発注者の承諾を受けることとする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ① 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成11年12月20日施行)の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている又は公表日から企画提案書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- ② 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止措置又は指名除外措置を受けている者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ④ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再

生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- ⑥ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- ⑦ 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - イ) 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）と同じくする子会社同士の関係
 - ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑩ 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- ⑪ 過去に本業務と同種又は類似するセミナー等を企画運営した実績があること。

5 募集方法

プロポーザルの実施については、商工労政課ホームページに掲載（公表）し、プロポーザル参加者を募集する。

6 プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次によりプロポーザル参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出期限…令和7年5月20日（火）17時00分（必着）
- (2) 提出方法…持参又は郵送（郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る書類書留郵便等とすること。）
- (3) 提出先…〒910-0858

福井市手寄1丁目4-1（アオッサ5階）

福井市 商工労働部 商工労政課

(4) 提出書類…① 参加申込書【様式1】

② 参加資格誓約書【様式2】

③ 参加事業者の概要、事業内容が分かる書類【任意様式】

④ 過去に本業務と同種又は類似するセミナー等を企画運営した実績を有することが確認できる書類【任意様式】

⑤ その他の書類

※本要領4参加資格①資格者名簿に登録されている場合は不要。福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を申請中の場合はア、未申請の場合はイ、ウ及びエの書類を提出すること。

ア. 福井市一般競争入札参加資格審査申請書を提出したことがわかる書類

イ. 登記事項証明書

ウ. 直近年度の国税(法人税及び消費税等)及び市町村税の納税証明書(直近2年分)

エ. 最新決算年度の貸借対照表及び損益計算書の写し

※イ及びウは、提出日以前3か月以内に発行されたもの(コピー可)であること。

(5) 提出部数…1部

(6) その他…参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により当課に提出すること。

7 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果(参加資格の有無)を令和7年5月23日(金)までに電子メールで連絡する。

8 質問及び回答

(1) 提出期限:令和7年5月26日(月)17時00分(必着)

(2) 提出方法:「応募に関する質問票」別紙【様式3】により、FAX又は電子メールにて提出すること。

※FAX又は電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

※質問を提出した際は、到着確認の電話をすること。

(3) 回答期限:令和7年6月2日(月)

(4) 回答方法:商工労政課ホームページに掲載

9 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出期限…令和7年6月6日(金)12時00分(必着)

(2) 提出方法…持参又は郵送(郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る書類書留郵便等とすること。)

(3) 提出先…〒910-0858

福井市手寄1丁目4-1(アオッサ5階)

福井市 商工労働部 商工労政課

(4) 提出書類…企画提案書 別紙【様式4】(A4 形式とすること。書体・文字フォント・フォント色の指定はしない。枚数に制限はなし。)

(5) 提出部数…正本1部、副本6部

(6) 参加申込書の提出期限までに、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請が未申請の場合で、企画提案書の提出時に資格者名簿に登録されていない場合は、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことがわかる書類を併せて提出すること。

10 審査方法

(1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、別に設置する「審査委員会」において、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。

審査日程 令和7年6月27日（金）午後

※プレゼンテーションの詳細は別途通知する。

(2) 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。各基準の配点は5点ずつとする。

- ① 本業務に必要な専門知識やノウハウを有しているか。
- ② 過去に同種又は類似業務の実績があり、効果を上げているか。
- ③ 本業務を円滑に遂行するための、事業計画や組織体制になっているか。
- ④ 提案内容が、本業務の目的に合致しており、効果が期待できるか。
- ⑤ 研修会参加者が主体的に参加し、学びや気づきを深められる内容となっているか。
- ⑥ 経営課題の解決や実現性のあるDX計画書の作成に向けた専門的な支援ができるか。
- ⑦ 集客に向けた広報手段は参加者を効果的に集める内容になっているか。
- ⑧ コストパフォーマンスは優れているか。
- ⑨ 参加者からの費用徴収の計画（価格設定等）は的確か。
- ⑩ 審査員からの質問に対し、理路整然とわかりやすく回答しているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全者に対し、書面及び商工労政課ホームページに掲載で通知する。

(4) 留意事項

- ① プrezentationの時間は、各提案者30分（説明時間15分、質疑応答15分）以内とする。
- ② プrezentationの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ③ プrezentationにおける説明及び質疑応答は、本業務の責任者又は担当者が行うこと。
- ④ プrezentationへの参加人数は、上限3名とする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

I 2 契約

発注者は、受託候補者として選定された者との間で企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、その際には、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。

また、受託候補者が次に該当する場合には、発注者は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 契約の締結に応じないとき。
- ② 契約の締結期限までに福井市一般業務競争入札参加資格者名簿への登録が確認できないとき。
- ③ 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき。
- ④ 提出書類に、故意に虚偽の記載をした場合。
- ⑤ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能又は著しく不適当となるような事情が生じた場合。

I 3 その他留意事項

- ① 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
 - ② 企画提案に関する経費は全額提案者の負担とする。
 - ③ 提出期限後における応募書類の再提出及び差換えは認めない。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
 - ⑤ 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
 - ⑥ 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
 - ⑦ 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
 - ⑧ 企画提案書は、仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するため可能な限り具体的な内容を記載すること。
 - ⑨ 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- また、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載するものとし、審査結果には、提案者数及び受託候補者名を掲載する。
- ⑩ その他、不明な点については、当課に照会すること。

| 4 日程等

実施要領等の公表	令和7年5月1日(木)
参加申込書の提出期限	令和7年5月20日(火)17時00分(必着)
参加資格審査の結果通知	令和7年5月23日(金)
質問票提出期限	令和7年5月26日(月)17時00分(必着)
質問回答期限	令和7年6月2日(月)
企画提案書等の提出期限	令和7年6月6日(金)12時00分(必着)
審査委員会(プレゼンテーション)	令和7年6月27日(金)午後
審査結果通知	令和7年6月下旬(予定)
契約締結	令和7年6月下旬(予定)

| 5 問い合わせ先

〒910-0858

福井市手寄1丁目4-1(アオッサ5階)

福井市 商工労働部 商工労政課(担当:石森)

TEL:0776-20-5325 FAX:0776-20-5323 E-mail:syoukou@city.fukui.lg.jp